

上級相当例題 環境行政－2

環境基本法に関する次の記述のうち**妥当でない**のはどれか。

1. 環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在および将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的としている。
2. 基本理念として、環境の恵沢の享受と将来への継承、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築、国際的協調による地球環境保全の積極的推進が明示されており、国や地方公共団体はもとより、事業者や国民も、基本理念に沿った行動が求められている。
3. 地方公共団体は、その地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し実施する責務を有するが、環境基本計画を定める責務の規定はない。
4. 環境基準とは、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染および騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、および生活環境を保全する上で維持すべき基準であり、国や地方公共団体は、その達成を義務付けられている。
5. 国や地方公共団体等が公害の防止または自然環境の保全のために公共事業を行う場合には、原因者がその費用の全部または一部を負担することなど、原因者負担の原則の考え方を取り入れている。

正答 4
